

中学校・保健体育

「移行措置の内容」により、現行学習指導要領に定める内容の一部を指導学年を前倒して実施するとともに、新学習指導要領の一部を追加する。それに応じて現行学習指導要領に定める内容の一部を省略して指導すること。その上で、「新学習指導要領の内容を取り入れる場合」により指導することができる。

また、新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P30～32参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

移行措置の内容

平成31年度及び平成32(2020)年度の第1学年及び第2学年までの保健体育の指導に当たっては、各年度において次の表に基づき指導する。

□追加する事項 ■省略する事項

	平成30年度	平成31年度	平成32(2020)年度
第1学年		<p>【保健分野】 ※第3学年から移行 現行学習指導要領 2内容(4)アとイの一部</p> <p>□ 健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。 また、疾病は、主体の要因と環境の要因がかかわり合って発生すること。</p> <p>□ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。</p> <p>【体育理論】 ※新学習指導要領により追加</p> <p>□ 世代や機会に応じて、生涯にわたって運動やスポーツを楽しむためには、自己に適した多様な楽しみ方を見付けたり、工夫したりすることが大切である。</p>	
			<p>【体育理論】 現行学習指導要領 2内容H(1)ウ</p> <p>■ 運動やスポーツには、特有の技術や戦術があり、その学び方には一定の方法があること。</p>
第2学年			<p>【保健分野】 ※第3学年から移行 現行学習指導要領 2内容(4)イの一部とウ</p> <p>□ 食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。</p> <p>□ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。 また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。</p> <p>現行学習指導要領 2内容(2)</p> <p>■ 健康と環境について理解できるようにする。</p>
第3学年			

新学習指導要領の内容を取り入れて指導する場合

1 指導計画作成上の配慮事項（解説P229～235 参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の2点である。
 - ア 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせながら、運動や健康についての自他の課題を発見し、その合理的な解決のための活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。
 - イ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の2点である。
 - ア 年間授業時数
 - ・ 各学年の年間標準授業時数は、105時間とする。
 - ・ 体育分野及び保健分野に配当する年間の授業時数は、3学年間を通して、体育分野は267単位時間程度、保健分野は48単位時間程度とする。
 - ・ 「体づくり運動」の授業時数については、各学年で7単位時間以上とする。
 - ・ 「体育理論」の授業時数については、各学年で3単位時間以上とする。
 - ・ 体育分野の内容の「器械運動」から「ダンス」までの領域の授業時数は、その内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当する。
 - ・ 保健分野の授業時数は、3学年間を通して適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう適切な時期にある程度まとまった時間を配当する。各学年16単位時間程度配当する。
 - イ 道徳科などとの関連を考慮しながら、保健体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いについての配慮事項（解説P15～23、P236～240 参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の4点である。
 - ア 体力や技能の程度、性別や障害の有無等を超えて運動やスポーツを楽しむための指導の充実
 - イ 体育分野と保健分野の関連を図った指導の充実
 - ウ カリキュラム・マネジメントの充実
 - ・ 3年間の見通しをもった年間指導計画の作成
 - ・ 生徒の現状に基づいた計画の作成・実施・評価・改善
 - ・ 地域の人的・物的資源等の活用
 - エ 内容構成の改善
 - ・ 「体づくり運動」は、「体力を高める運動」としていたものを、第1学年及び第2学年で「体の動きを高める運動」、第3学年で「実生活に生かす運動の計画」として示した。
 - ・ 「陸上競技」は、バトンの受け渡しの指導内容を示した。
 - ・ 「水泳」は、「内容の取扱い」に、「学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること」を示した。
 - ・ 「武道」は、「内容の取扱い」に、「柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること」を示した。
 - ・ 〔保健分野〕は、思考力・判断力・表現力等を育成する視点から、各内容に課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現することを示した。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の6点である。
 - ア 言語活動の充実
 - ・ 筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動や、個人生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、自主的な学習活動の充実を図ること。
 - イ 情報活用能力の育成
 - ウ 体験活動の充実
 - エ 個に応じた指導の充実
 - オ 学校における体育・健康に関する指導との関連
 - カ 内容構成
 - ・ 「体づくり運動」は、「ストレスへの対処」など保健分野の指導との関連を図った指導を行う。
 - ・ 「水泳」は、「応急手当」など保健分野の指導との関連を図った指導を行う。